

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現行
【本編】 Ⅱ 銀行監督上の評価項目 Ⅱ－１ 経営管理（ガバナンス） Ⅱ－１－２ 主な着眼点 経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役（会）といった機関が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、代表取締役、取締役、監査役及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。 また、銀行法は、銀行業務の高度な公共性にかんがみ、信用維持と預金者等の保護及び金融の円滑を確保するため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を求めていることを踏まえ、銀行の常務に従事する取締役及び監査役には、その資質について極めて高いものが求められる。 なお、上場会社は、平成 26 年の会社法改正及び金融商品取引所の規程において、社外取締役の確保について規定されているほか、同規程においては、コーポレートガバナンス・コードを尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めることとされて	【本編】 Ⅱ 銀行監督上の評価項目 Ⅱ－１ 経営管理（ガバナンス） Ⅱ－１－２ 主な着眼点 経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役（会）といった機関が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、代表取締役、取締役、監査役及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。 また、銀行法は、銀行業務の高度な公共性にかんがみ、信用維持と預金者等の保護及び金融の円滑を確保するため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を求めていることを踏まえ、銀行の常務に従事する取締役及び監査役には、その資質について極めて高いものが求められる。 なお、上場会社は、平成 26 年の会社法改正及び金融商品取引所の規程において、社外取締役の確保について規定されているほか、同規程においては、コーポレートガバナンス・コードを尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めることとされて

改正後	現行
おり、非上場会社に比べ、より高い水準の経営管理（ガバナンス）が要求されている。上記を踏まえ、銀行及び銀行持株会社の経営管理（ガバナンス）態勢のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。 （注） [略] 検証に当たっては、金融審議会金融分科会第二部会報告書「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」（平成 15 年 3 月 27 日）において「中小・地域金融機関についてこれまで経営の健全性が損なわれた事例の一部を見ると、『創業者一族による長期経営』、『経営トップによる過度なワンマン経営』、『特定大口先の融資拡大』等の弊害が明らかになっている」等の指摘がなされていることに留意するものとする。 （１）・（２） [略] （３）取締役及び取締役会 ①～⑫ [略] ⑬ 銀行の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第 7 条の 2 に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のよう	おり、非上場会社に比べ、より高い水準の経営管理（ガバナンス）が要求されている。上記を踏まえ、銀行及び銀行持株会社の経営管理（ガバナンス）態勢のモニタリングに当たっては、例えば、以下のような着眼点に基づき、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。 （注） [略] 検証に当たっては、金融審議会金融分科会第二部会報告書「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」（平成 15 年 3 月 27 日）において「中小・地域金融機関についてこれまで経営の健全性が損なわれた事例の一部を見ると、『創業者一族による長期経営』、『経営トップによる過度なワンマン経営』、『特定大口先の融資拡大』等の弊害が明らかになっている」等の指摘がなされていることに留意するものとする。 （１）・（２） [略] （３）取締役及び取締役会 ①～⑫ [略] ⑬ 銀行の常務に従事する取締役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第 7 条の 2 に掲げる「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のよう

改正後	現行
な要素が適切に勘案されているか。 イ. [略] ロ. 十分な社会的信用 a. ～ c. [略] d. <u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 e. ～ g. [略] （４）監査役及び監査役会 ①～⑥ [略] ⑦ 銀行の監査役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第７条の２に掲げる「銀行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 イ. [略]	な要素が適切に勘案されているか。 イ. [略] ロ. 十分な社会的信用 a. ～ c. [略] d. <u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 e. ～ g. [略] （４）監査役及び監査役会 ①～⑥ [略] ⑦ 銀行の監査役の選任議案の決定プロセス等においては、その適格性について、法第７条の２に掲げる「銀行の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば以下のような要素が適切に勘案されているか。 イ. [略]

改正後	現行
ロ．十分な社会的信用 a．～c． [略] d．<u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 e．～g． [略] （参考） [略] （５）～（８） [略] （参考） [略]	ロ．十分な社会的信用 a．～c． [略] d．<u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。 e．～g． [略] （参考） [略] （５）～（８） [略] （参考） [略]